いじめ防止基本方針

いじめ問題対策チーム

校長・教頭・生徒指導
教育相談・養護教諭・担任
スクールソーシャルワーカー・
スクールカウンセラー・
いじめ対応アドバイザー

校　　長

いじめ対応アドバイザー

教　頭

○校内のいじめの実態とその指導状況の把握に努め，適切な対応について，教職員の理解を図る。
○実践的な職員研修の場を設定し，全教職員が生徒指導の専門的技術を身に付ける体制をつくる。
○いじめに関することについて校長に報告し，その指導の下に全校体制での取組を推進する。
○PTAや関係機関・団体との協力体制を確立し，開かれた学校づくりに努める。

生徒指導主事

○各学年の子どもの状況を把握し，いじめが発見された場合は担任のサポートに努める。
○学年会，生徒指導部会，職員会議などの場で，解決策についてリーダーシップを発揮する。
○校長・教頭にいじめについての幅広い情報を提供し，率先して問題解決に当たる。
○いじめ対応アドバイザーとの連絡を密にし，その協力を仰ぐ。

学　年

縦割り活動

○学級担任との連携を図り，学年内のいじめの把握に努める。
○担任と問題解決に当たるとともにいじめの情報を積極的に学年会で共有する。
○学年内のいじめについて生徒指導主事や校長・教頭に報告し，担任も含めて対応策を検討する。また，必要に応じて他学年との連携を図る。
○学年の指導方針について保護者の理解を深めるため，積極的に情報の収集や提供に努める。

学級担任

級　外

○自分の学級にもいじめはあり得るとの認識をもち，子どもたちの日々の生活や言動をきめ細かく観察する。
○授業中に言葉をかけたり，休み時間に一緒に遊んだりするなど，可能な限り子どもたちと積極的にふれあうようにする。
○いじめが発生したり，いじめのサインをとらえたりした場合は，一人で抱え込まず，学年や他の教員との連携を図る。
○子どもや保護者からの相談や訴えについては，どんな些細なことでも誠意を持って対応する。

生徒指導委員会

○学級担任が気付きにくい子どもの様々な問題の把握に努め，「心の居場所」づくりに努める。
○訴えてきた子どもの心情を十分に受け止め，信頼され安心できる保健室や相談室の雰囲気づくりに努める。
○把握したいじめの情報を担任や生徒指導主事，教頭，校長に伝え，解決に向けて有効な対策を講じる。
○担任と十分な連絡をとり，家庭との連携を密にして問題の解決に努める。

１　いじめの問題への基本姿勢

（１）学校を挙げた積極対応

①いじめ問題対策チームを常設し，「いじめを見逃さない学校」づくりを推進する。

②外部関係機関及び家庭や地域との連携を図り，「風通しのよい学校」づくりを推進する。

③いじめの問題に組織的に対応し，児童が安心して学ぶことができる環境を整える。

（２）平時からの基本姿勢

①いじめは，「どの学校でも，どの子どもにも起こり得る」ものであることを，全教職員が十分認識すること。

☆全ての児童がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして，全員を対象とした事前の働きかけ（未然防止の取組）を行うことが，最も合理的で最も有効な対策であることを認識すること。

②「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を，学校教育全体を通じて，児童一人一人に徹底すること。

☆いじめられている児童について，学校が徹底して守り通すという姿勢を示す。

③児童一人一人を大切にする意識や，日常的な態度が重要であることを教職員自身が認識すること。

☆教職員の言動が，児童に大きな影響を持つことを十分に認識する。

④いじめが解決したと見られる場合でも，教職員の気づかないところで，陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識すること。

☆一場面での指導により解決したと即断することなく，継続して十分な注意を払い，折に触れて必要な指導を行う。

⑤定期的な調査だけでなく，必要に応じて，きめ細かな実態把握に努め，情報を全教職員で共有すること。

☆児童生徒が発するサインを見逃さないよう，児童生徒の実態に併せて調査を実施し，迅速に対応する。

２　いじめの理解
（１）いじめを捉える視点

○いじめの定義（文部科学省） 　「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

①個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は，表面的・形式的にすることなく，いじめられた児童の立場に立つことが必要である。

②いじめには，多様な様態があることを鑑み，いじめに該当するか否かを判断するに当たり，「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないように努める。本人が否定する場合においても，表情や様子をきめ細かく観察して確認しなくてはならない。

③「一定の人間関係」とは，学校の内外を問わず，同じ学校・学級や部活動の児童や，塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など，当該児童と何らかの人的関係を指す。

④「物理的な影響」とは，身体的な影響のほか，金品をたかられたり，隠されたり，嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

⑤けんかやふざけあいであっても，見えない所で被害が発生している場合もあるため，背景にある事情の調査を行い，児童の感じる被害性に着目し，いじめに該当するか否かを判断するものとする。

⑥行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケース（インターネットで悪口を書かれているが，当該児童が知らずにいるような場合など）についても，加害行為を行った児童に対する指導等については，「法」の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

⑦いじめられた児童の立場に立って，いじめに当たると判断した場合において，その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。下記のような場合，学校は，「いじめ」という言葉を使わず指導するなど，柔軟な対応による対処も可能である。
- 好意から行った行為が意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合。
- 軽い言葉で相手を傷つけたが，すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合。

ただし，これらの場合であっても，法が定義するいじめに該当するため，「いじめ問題対策チーム」において情報共有することは必要である。

（２）いじめは笑いに隠される

いじめ被害者は，自分がいじめられている（辱められている・貶められている）という事実を認めたくないし，早く逃れたいと願っている。そのため，いじめという行為を「冗談」や「遊び」に転化させたいという気持ちが働き，ひどいことをされても軽微に見せかけようとしたり，笑ったりして，「自分は大丈夫だ」「心配ない」ということを，周囲や自分自身に示そうとする。しかし，このことが逆に，いじめ行為を継続・悪化させることにもなり，教職員によるいじめ発見を難しくさせることがある。

また，加害者から「あれは遊びだった」「あいつも喜んでいた」という逃げ口上を生むことにもなる。さらに，いじめの早期発見ができなかった教職員自身の逃げ口上にもなりえる。

被害者が笑っていた，楽しそうにしていたからといって，「いじめではない」と捉えずに，行為そのもので判断することが大切である。

（３）いじめの四層構造

いじめは，「いじめる者」と「いじめられる者」という二者関係だけで成立しているのではなく，「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や，周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在によって成り立っており，傍観者の中からいじめを抑止する「仲裁者」が現れるような学級経営を行うことが大切である。

（４）いじめる心理

いじめの衝動を発生させる原因として，心理的ストレス，集団内の異質な者への嫌悪感情，ねたみや嫉妬感情，遊び感覚やふざけ意識，いじめの被害者からの回避感情などが挙げられる。

（５）犯罪につながるいじめ

「いじめ」中には，犯罪行為として取り扱われるべきと認められ，早期に警察に相談することが必要なものや児童の生命，身体，または財産に重大な被害が生じるような，直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。

また，「いじめ」という言葉で，その行為が「犯罪」に該当することを見えにくくしている場合があり，児童に対していじめの行為の中に犯罪に該当する行為があることを指導する必要がある。

３　未然防止のための取り組み

「いじめの防止」については，すべての児童がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして，全員を対象に事前の働きかけ，すなわち未然防止の取り組みを行うことが，最も合理的で最も有効な対策になる。

未然防止の基本は，すべての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ，規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくことから始まる。

（１）教師に求められること

＜学級担任＞

・授業を大切にする。

〇わかりやすい授業

〇生徒指導の３機能を生かした授業

〇授業規律の徹底

・日常的にいじめの問題について触れ，「いじめは人間として絶対に許されない」雰囲気をつくる。

・不適切な認識や言動が，児童を傷つけることのないようにする。

〈管理職＞

・児童及びその保護者，教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。

・全校集会などで校長が日常的にいじめの問題に触れ，「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成する。

・児童生徒が自己有用感を高められる場面や，困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けるよう教職員に働きかける。

＜生徒指導担当委員＞

・定期的なアンケート調査や教育相談の実施等に計画的に取り組む。

・いじめの問題について校内研修や職員会議で積極的に取り上げ，教職員間の共通理解を図る。

・日頃から関係機関等と定期的に連絡し，情報交換や連携に取り組む。

〈養護教諭＞

・保健室を利用する児童との雑談の中などで，その様子に目を配るとともに，いつもと何か違うと感じたときは，その機会を捉え悩みを聞く。

・学校保健委員会等の学校の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる。

（２）児童に育むこと

・他の児童や大人との関わり合いを通して，児童自らが人と関わることの喜びや大切さに気づかせる。

・互いに関わりあいながら絆づくりを進め，他人の役に立っている，他人から認められているといった自己有用感を獲得させる。

・少しくらいのストレスがあっても負けない自信を育み，他者の尊重や他者への感謝の気持ちを高めることによってストレスをコントロールできる力を身につけさせる。

・児童自身が，いじめの問題を自分たちの問題として受け止め，自分たちでできることを主体的に考えて行動できるようにさせる。

（３）いじめ未然防止のための取り組み年間計画

	指　導　内　容			
月	教職員の活動	ＰＤＣＡ	児童の活動	保護者への活動
４月	・いじめ対策に関わる共通理解(職員会議) ・児童理解の会 ・いじめアンケート	・昨年度ＱＵ結果をもとに学級経営方針，指導計画をたてる。Ⓟ	・学級開き，学級ルール作り ・遠足 ・あいさつ運動	・保護者との情報交換（学年懇談会）
５月	・いじめアンケート ・児童理解の会	・学級経営方針，指導計画を共通理解し，実施する。Ⓓ	・連合運動会壮行会	・保護者との情報交換（家庭訪問）
６月	・ＱＵ検査 ・児童理解の会 ・いじめ対応アドバイザー派遣	・ＱＵ検査結果を分析し対応策を考える。Ⓒ	・輪になって集会	・保護者向けの生徒指導だよりの発行
７月	・ＱＵ検査結果の分析と対応策の検討 ・児童理解の会 ・いじめアンケート	・ＱＵ検査結果と対応策を報告，共通理解し実施する。Ⓐ	・学校評価アンケート	・学校評価アンケート ・保護者との情報交換（個別に懇談）
８月	・ＱＵ検査結果をもとにした事例検討会		・平和集会	
９月	・児童理解の会 ・いじめアンケート	・１学期を振り返り，指導計画の見直しをする。Ⓟ	・運動会	
10月	・児童理解の会 ・ＱＵ検査 ・先生とお話する会	・指導計画を共通理解し，実施する。Ⓓ	・社会科見学 ・マラソンがんばり月間	
11月	・いじめアンケート ・いじめ対応アドバイザー派遣 ・児童理解の会	・ＱＵ検査の結果から対応策を考える。Ⓒ	・あいさつキャンペーン ・マラソン大会	・保護者向けの生徒指導だよりの発行
12月	・いじめアンケート	・ＱＵ検査の結果と対応策を報告，共通理解し実施する。Ⓐ	・学校評価アンケート	・学校評価アンケート ・保護者との情報交換（個別に懇談）
１月	・児童理解の会 ・いじめアンケート		・なわとびがんばり月間 ・あいさつキャンペーン	・学校保健委員会
２月	・児童理解の会 ・いじめアンケート		・なわとび大会 ・バトンタッチ集会	
３月	・今年度の取り組みの検証 ・児童理解の会 ・いじめアンケート	・今年度の取り組みを検証し，来年度へつながるようにする。	・６年生を送る会	・保護者向けの生徒指導だよりの発行

3　早期発見について

早期発見の基本は

児童の些細な変化に気づく（意識的、積極的に） ↓ 気づいた情報を確実に共有する ↓ 情報に基づき、速やかに対応する

（１）児童の些細な変化に気づく

①変化に気づくための校内の役割

〈担任〉

・日頃から，児童の見守りや信頼関係の構築などに努め，児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないよう，アンテナを高く保つ。

・休み時間・放課後の児童との雑談や日記等を活用し，交友関係や悩みを把握する。

・個人面談や家庭訪問の機会を活用し，教育相談を行う。

・保護者と連携し，家庭で気になった様子がないか尋ね，把握する。

・アンケートの結果を把握し活用する。

〈養護教諭〉

・保健室を利用する児童との雑談の中などで，その様子に目を配る。

・いつもと何か違うと感じたときは，その機会を捉え，悩みを聞く。

〈生徒指導〉

・定期的なアンケートや教育相談の実施などに計画的に取り組む。

・保健室やスクールカウンセラーなどによる相談室の利用，電話相談窓口について周知を図る。

・休み時間や昼休みの校内巡視や，放課後の校区内巡回等において，子どもが生活する場の異常の有無を確認する。

〈管理職〉

・児童及びその保護者，教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。

・学校における教育相談が，児童の悩みを積極的に受け止められる体制となり，適切に機能しているかを定期的に点検する。

〈その他〉

・地域の方から，通学時の情報を寄せてもらえる体制を整備する。

②いじめられている子どもの出すサイン例

発見する機会	○観察の視点（●…無理にやらされている可能性のあるもの）
朝の会	○遅刻・欠席が増える ○始業時刻ぎりぎりの登校が多い ○表情が冴えず，うつむきがち ○出席確認の声が小さい
授業開始時	○忘れ物が増える ○涙を流した気配が感じられる ○用具，机，いすなどが散乱している ○席が替えられている ○周囲が何となくざわついている ○一人だけ遅れて教室に入る
授業中	○正しい答えを冷やかされる ○グループ分けの時，孤立が多い ○発言に対し，しらけや嘲笑が見られる ○責任ある係の選出の際，冷やかし半分に名前が挙げられる ○ひどいあだ名で呼ばれる ○保健室によく行くようになる ●不真面目な態度で授業を受ける ●ふざけた質問をする ●テストを白紙で出す
休み時間	○一人でいることが多い ○集中してボールを当てられる ○わけもなく階段や廊下などを歩いている ○遊びの中でいつも同じ役をしている ○用もないのに職員室等に来る ○プロレスごっこで負けが多い ●大声で歌を歌う ●仲良しでない者とトイレに行く
給食時間	○食べ物にいたずらをされる ○グループで食べるとき，席を離している ○その子どもが配膳すると嫌がられる ○嫌われるメニューのときに多く盛られる ●好きな物を級友に譲る
清掃時	○目の前にゴミを捨てられる ○最後まで一人でする ○椅子や机がぽつんと残る ●さぼることが多くなる ●人の嫌がる仕事を一人でする
放課後	○衣服が汚れたり髪が乱れたりしている ○顔にすり傷や鼻血の跡がある ○急いで一人で帰宅する ○用事がないのに学校に残っている日がある ●他の子の荷物を持って帰る

③いじめている子どもの出すサイン例

発見する機会	○観察の視点
授業中	○文具などを本人の許可もないのに勝手に使っている ○プリントなどの配布物をわざと配らなかったり，床に落としたりする ○自分の宿題をやらせている ○指名されただけで目配りし，嘲笑する ○後ろからイスを蹴ったり，文具等で体をつついたりしている ○授業の後片付けを押し付けている
休み時間	○嫌なことを言わせたり，触らせたりしている ○けんかするよう仕向けている ○移動の際など，自分の道具を持たせている ○平気で蹴ったり，殴ったりしている
給食時間	○配膳させたり，後片付けさせたりしている ○自分の嫌いな食べ物を押し付ける ○自分の好きな食べ物を無理矢理奪う
清掃時	○雑巾がけばかりさせている ○雑巾を絞らせている ○机をわざと倒したり，机の中のものを落としたりする
放課後	○自分の用事に付きあわせる ○違う部活動なのに待たせて一緒に帰る

④注意しなければならない様子

動作等	○観察の視点（特に，変化が見られる点）
動作や表情	○活気がなく，おどおどしている ○寂しそうな暗い表情をする。 ○手遊び等が多くなる ○独り言を言ったり急に大声を出したりする ○視線を合わさない ○教師と話すとき不安な表情をする ○委員を辞める等やる気を失う ●言葉遣いが荒れた感じになる。
持ち物や服装	○教科書等にいたずら書きされる ○持ち物，靴，傘等を隠される ○刃物等，危険な物を所持する ○服装が破れたり乱れたりしている
その他	○日記，作文，絵画等に気にかかる表現や描写が表れる ○教科書，教室の壁，掲示物等に落書きがある ○インターネットや携帯電話・スマートフォン等のメールに悪口を書き込まれる ○ＳＮＳのグループから故意に外される ○教材費，写真代等の提出が遅れる ○飼育動物や昆虫等に残虐な行為をする ○下駄箱の中に嫌がらせの手紙等が入っている ●校則違反，万引き等の問題行動が目立つようになる

⑤家庭で分かるいじめ発見のポイント

ア　いじめられている子どもが家庭で出すサイン

〇衣服の汚れが見られたり，よくけがをしたりしている
〇風呂に入りたがらなくなる（殴られた傷跡等を見られるのを避けるため）
〇買い与えた学用品や所持品が紛失したり，壊されたりしている
〇食欲がなくなったり，体重が減少したりする
〇寝付きが悪かったり，夜眠れない日が続いたりする
〇表情が暗くなり，言葉数が少なくなる
〇いらいらしたり，おどおどしたりして，落ち着きがなくなる
〇部屋に閉じこもることが多く，ため息をついたり，涙を流したりする
〇言葉遣いが荒くなり，親やきょうだいに反抗したり，八つ当たりしたりする
〇親から視線をそらしたり，家族に話しかけられることを嫌がったりする
〇ナイフ（刃物）などを隠し持つことがある
〇登校時刻になると，頭痛，腹痛，吐き気などの身体の不調を訴え，登校を渋る
〇長期休業明けの新学期当初や連休明けの週初めに登校を渋る
〇転校を口にしたり，学校をやめたいなどと言い出したりする
〇家庭から品物やお金を持ち出したり，余分な金品を要求したりする
〇親しい友人が家に来なくなり，見かけない者がよく訪ねてくる
〇不審な電話や，嫌がらせの手紙が来る　友人からの電話で，急な外出が増える
〇自己否定的な言動が見られ，詩や非現実的なことに関心をもつ
〇投げやりで，集中力がわかない　些細なことでも決断できない
〇ゲーム機などに熱中し，現実から逃避しようとする

イ　「インターネット上のいじめ」にあっている子どもが家庭で出すサイン

〇パソコンや携帯電話・スマートフォン等を頻繁にチェックする，又は，まったく触れようとしなくなる
〇親が近づくと画面を切り替えたり，隠そうとしたりする
〇インターネットを閲覧した後に，動揺しているような行動をとる。
〇携帯電話等の着信音に，怯えるような態度をとる
〇電話やメールの受信後に，そっと一人で出かけようとする

（２）気づいた情報を確実に共有する

①気になる変化が見られた，気になる行為があった場合はすぐに記録し，職員がいつでも共有できるようにする。

例…付箋紙などに５W1H（いつ・どこで・誰が（誰と）・何を・なぜ・どのように）を簡単にメモして集約する

※個人情報の取り扱いには十分に注意する

②集約した情報をもとに，必要に応じて関係者を集め，いじめ問題対策チームでその後の対応を考える。

４　いじめに対する対処の進め方

（１）情報を集める

《学級担任等・養護教諭》

・ いじめと疑われる行為を発見した場合は，その場でその行為を止める（暴力を伴ういじめの場合は，複数の教員が直ちに現場に駆けつける）。
・ 児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には，真摯に傾聴する。
・ 発見・通報を受けた場合は，速やかに関係児童から聞き取るなどして，いじめの正確な実態把握を行う。その際，他の児童の目に触れないよう，聞き取りの時間・場所等に慎重な配慮を行う。
・ いじめた児童が複数いる場合は，同時刻に個別に聞き取りを行う。
・ 教職員・児童・保護者・地域住民・その他等からいじめの情報を集める。その際，得られた情報は確実に記録に残す。
・ 一つの事象にとらわれ過ぎず，いじめの全体像を把握する。

（２）指導・支援体制を組む

《いじめ問題対策チーム》

・ 正確な実態把握に基づき，指導・支援体制を組む（学級担任等・養護教諭・生徒指導担当教員・管理職等で役割を分担）。
　　・いじめられた児童やいじめた児童への対応
　　・双方の保護者への対応
　　・教育委員会や関係機関等との連携の必要性の有無等
・ 児童の生命・身体または財産に重大な被害が生じるおそれがある時は，直ちに所轄警察署に通報し，適切に援助を求める。
・ 現状を常に把握し，随時，指導・支援体制に修正を加え，組織でより適切に対応する。

（３）－　①子どもへの指導・支援を行う

《いじめられた児童に対応する教員》

・ いじめられている児童を必ず守り通すという姿勢を明確に示し，安心させるとともに，教員・養護教諭等の誰かが必ず相談相手になることを理解させる。
・ 決して一人で悩まず，必ず友人や親，教師等誰かに相談すべきことを十分指導する。
・ いじめの事実関係を正しく把握することが必要であるが，その場合，冷静にじっくりと子どもの気持ちを受容し，共感的に受け止め，心の安定を図る。
・ いじめた児童を謝らせたり，双方に仲直りの握手をさせたりしただけで，問題が解決したなどという安易な考えを持たずに，その後の行動や心情をきめ細かく継続して見守る。
・ 児童の長所を積極的に見つけ認めるとともに，自ら進んで取り組めるような活動を通して，やる気を起こさせ自信を持たせる。
・ いじめられている児童を守り通すという観点から，場合によっては，緊急避難としての欠席や転校措置等，保護者と相談しながら弾力的に対応する。

《いじめた児童に対応する教員》

- まず，いじめられた児童の心理的・肉体的苦痛を十分理解させ，いじめが人間として絶対許されない行為であることを分からせる。
- 当事者だけでなく，いじめを見ていた子どもからも詳しく事情を聞き，実態をできるだけ正確に把握する。
- 集団によるいじめの場合，いじめていた中心者が表面に表れていないことがあるため，集団内の力関係や一人一人の言動を正しく分析して指導する。
- いじめていた児童が，どんなことがいじめであるのか分かっていない場合も考えられるので，いじめは犯罪であるという認識を理解させる。
- いじめた児童の不満や充足感を味わえない心理等を十分理解し，学校生活に目的を持たせ，人間関係や生活体験を豊かにする指導を根気よく行う。

《学級担任等》

- 学級等で話し合うなどして，いじめは絶対に許されない行為であり，根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。
- いじめを見ていた児童に対しても，自分の問題として捉えさせるとともに，いじめを止めさせることはできなくても，誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- はやし立てるなど同調していた児童に対しては，それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

《いじめ問題対策チーム》

- いじめが解決したと思われる場合でも，継続して十分な注意を払い，折に触れ必要な支援を行う。
- 指導記録等を確実に保存し，児童の進学・進級や転学に当って適切に引き継ぎを行う。

校長
教頭
生徒指導主事
教育相談
養護教諭
スクールソーシャルワーカー
スクールカウンセラー
いじめ対応アドバイザー

（３）－　②保護者と連携する

《学級担任を含む複数の教員》

- 学級担任を中心に複数で対応し，家庭訪問（加害・被害とも）することにより迅速に事実関係を伝えるとともに，今後の学校との連携方法について話し合う。
- いじめられた児童を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え，出来る限り保護者の不安を除去する。
- 事実確認のための聞き取りやアンケート等により判明したいじめ事案に関する情報を適切に提供する。

（４）継続的に見守る姿勢

いじめは，単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは，少なくとも次の２つの要件が満たされている必要がある。ただし，これらの要件が満たされている場合であっても，必要に応じ，他の事情も勘案して判断するものとする。

・いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは，少なくとも３か月を目安とする。ただし，いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は，この目安にかかわらず，教育委員会または学校の判断により，より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は，相当の期間が経過するまでは，被害・加害児童の様子を含め状況を注視し，机間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は，改めて，相当の期間を設定して状況を注視する。

・被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において，被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し，心身の苦痛を感じていないかどうかを面談により確認する。

５　インターネット上のいじめへの対応

近年，携帯電話やスマートフォンのみならず，音楽プレーヤーやゲーム機など，無線ＬＡＮを利用してインターネットにつながる電子情報端末機器の普及に伴い，容易にインターネットに接続できる環境が拡大されつつあり，児童にとって，これまで以上に莫大な情報に接する機会が増えてきている。

また，こうした機器の利用について，大人の理解不足から対応が後手になることがあるため，教職員及び保護者が仕組みを理解し，インターネット上のいじめの未然防止に努める必要がある。さらに学校は，児童生徒に適切にネット依存や情報モラルの指導ができる体制整備を進める必要がある。

（１）インターネット上のいじめの特徴について

・不特定多数の者から，絶え間なく誹謗・中傷が行われ，被害が短期間で極めて深刻なものになる。
・一つの行為がいじめの被害者にとどまらず学校，家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性がある。
・匿名性から，安易に誹謗・中傷の書き込みが行われるため，誰もが簡単に被害者にも加害者にもなる。
・インターネット上に掲載された個人情報や画像は，情報の加工が容易にできることから，誹謗・中傷の対象として悪用されやすい。
・保護者や教師などの身近な大人が，子どもの携帯電話・スマートフォン等の利用の状況を把握することが難しい。
・子どもの利用しているサイトなどを詳細に確認することが困難なため，いじめの実態の把握が難しい。
・パスワード付きサイトやＳＮＳ，グループチャット，携帯電話・スマートフォン等のメールを利用したいじめ等については，より大人の目に触れにくく発見しにくい。
・グループチャット機能のあるアプリを使用している場合に，グループから外されるという行為が散見される。

（２）インターネット上のいじめの未然防止・早期発見について

・児童に対して，インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり，被害者に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させるため，学校や地域の実態及び児童の発達の段階に応じた情報モラル教育を推進する。
・早期発見の観点から，教育委員会と連携し，インターネット上のトラブルの早期発見に努める。
・児童が悩みを抱え込まないように，学校内に児童が相談しやすい環境を作る。
・インターネット上のいじめについて，教職員自身が理解するとともに，保護者においてもこれらについての理解を求めていく。
・インターネットの利用に関する親子のルール作りや児童同士のルール作りを推進する。

（３）インターネット上のいじめの対応について

・インターネット上のいじめの対応に当たっては，その性質上，より速やかで適切な対応が求められる。また，保護者や関係機関との連携が重要である。
・グループチャット機能を使用した仲間はずしなどのいじめについては，被害児童

及び加害児童双方から，十分な聞き取りを行い，事実関係を明らかにするとともに，相手の立場に立って考えさせる指導をする。

・インターネット上の不適切な書き込み等については，一旦保存した上で，被害の拡大を避けるため，直ちに削除する措置をとる。

・名誉棄損やプライバシー侵害等があった場合，掲示板の管理者やプロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。

・児童の生命，身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは，直ちに警察署に通報し，適切に援助を求める。
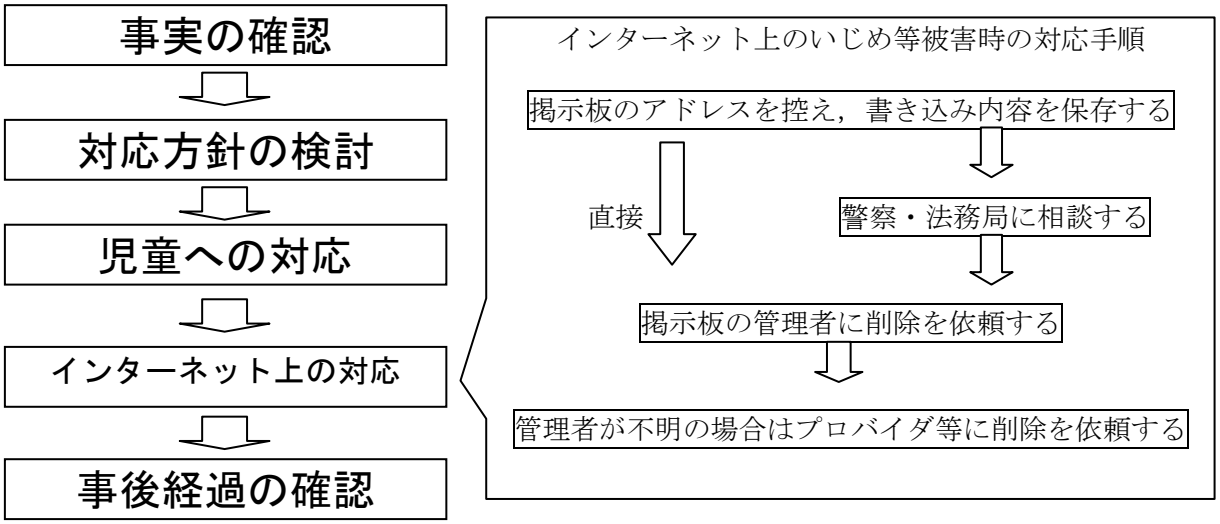
（４）削除依頼等の手順について